目論見書補完書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

当ファンドのお取引にあたっては、「投資信託説明書（交付目論見書）」（以下、「目論見書」といいます。）および本目論見書補完書面の内容を十分にお読みいただき、ご理解のうえで、お申込みください。

＊当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

１．「預金等との誤認防止」等に関する確認事項

（１）投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
（２）投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。
（３）投資信託の運用による損益は、投資信託を購入したお客さまに帰属します。
（４）投資信託の取扱いは当金庫が行っていますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
（５）投資信託の申込みの有無は、当金庫との他の取引（融資等）に影響を与えるものではありません。

２．ファンドの目的・特色

目論見書の「ファンドの目的・特色」＜ファンドの特色＞をご確認ください。

３．投資リスク

目論見書の「投資リスク」をご確認ください。

４．お申込みメモ

目論見書の「お申込みメモ」をご確認ください。
また、販売会社が定める項目については、次の取扱いとさせていただきます。

<table>
<tr><th></th><th>項目</th><th colspan="3">店　頭</th><th>インターネットバンキング</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td rowspan="4">購　入　単　位</td><td rowspan="2">株式
投資信託</td><td colspan="2">口数指定（1 万円以上 1 口単位）</td><td rowspan="3">金額指定（1 万円以上 1 円単位）</td></tr>
<tr><td colspan="2">金額指定（1 万円以上 1 円単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公社債
投資信託</td><td>一般
コース</td><td>口数指定（1 万口以上 1 万口単位）</td></tr>
<tr><td>累投
コース</td><td>金額指定（1 万円以上 1 円単位）</td></tr>
<tr><td colspan="4">定時定額買付の場合は、金額指定（1 千円以上 1 千円単位）となります。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>購　入　代　金</td><td colspan="3">お申込時にお預かりします。</td><td>各営業日の 9 時から 12 時 59 分（13 時前）までに受付したお申込みは、指定預金口座から即時のお引落しとなります。
それ以外の時間帯および土・日・祝日・12 月 31 日に受付したお申込みは、次に到来する営業日午前 9 時のお引落しとなります。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>換　金　単　位</td><td colspan="3">口数指定・金額指定・全部解約
＊公社債投資信託の「一般コース」については、口数指定（1 万口以上 1 万口単位）または全部解約となります。</td><td>口数指定・全部解約</td></tr>
<tr><td>4</td><td>換　金　代　金</td><td colspan="4">目論見書の「お申込みメモ」に記載する支払開始日以降にお支払します。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>申込締切時間</td><td colspan="3">各営業日の午後 2 時までに事務手続きが完了したものは、当日を発注日（処理日）とします。なお、午後 2 時を過ぎた場合は、翌営業日が発注日（処理日）となります。</td><td>各営業日の 0 時から 12 時 59 分（13 時前）までにお申込みが完了したものは、当日を発注日（処理日）とします。
それ以外の時間帯および土・日・祝日・12 月 31 日に受付したお申込みは、翌営業日が発注日（処理日）となります。</td></tr>
</table>

５．費用・税金

投資信託をご購入いただいた場合、購入時手数料のほか、運用管理費用（信託報酬）や、投資信託の種類に応じた信託財産留保額、その他費用等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細については、目論見書の「ファンドの費用・税金」をご確認ください。

なお、販売会社が定める購入時手数料については、当金庫ホームページの「ファンド情報」をご確認ください。

６．当金庫の概要

（１） 登録金融機関業務の内容および方法の概要

当金庫が行う有価証券関連業は、主に金融商品取引法第 33 条第 2 項各号に規定する行為であり、当金庫は当ファンドの販売会社として募集の取扱いおよび販売等に関する業務を行います。

（２） 取引態様

当金庫がお客さまより注文を受けた場合の取引態様の区分は、すべて「委託」となります。

商号	中国労働金庫
金融商品取引業者等登録番号	登録金融機関　中国財務局長（登金）第５３号
本店所在地	〒７３２－０８２７ 広島県広島市南区稲荷町１番１４号
加入協会	金融商品取引業協会に加入していません。
認定投資者保護団体	加入している団体および対象事業者となっている団体はありません。
出資金	６９億円
設立年月日	２００３年１０月１日
連絡先	お取引店または以下にご連絡ください。(受付時間：平日９時～１８時) 部署名：中国労働金庫お客さま相談窓口　電話番号：0120－86－3760

７．苦情処理措置および紛争解決措置

（１） 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談･苦情等は、お取引店または下記の窓口のフリーダイヤルをご利用ください。

	名称	連絡先	受付時間
窓口	中国労働金庫お客さま相談窓口	0120－86－3760	平日 9 時～18 時 （土日祝日・振替休日・ 12 月 31 日～1 月 3 日は休業）
	一般社団法人 全国労働金庫協会ろうきん相談所	0120－177－288	平日 9 時～17 時

なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ< https:// www.chugoku.rokin.or.jp>をご覧ください。

（２） 紛争解決措置

当金庫は、東京三弁護士会の仲裁センターを利用することにより金融商品取引業等業務関連の紛争の解決を図ります。仲裁センターに解決を相談する場合には、上記の窓口にお申し出いただくか、直接お申し出ください。

	名称	連絡先	受付時間
仲裁センター	東京弁護士会紛争解決センター	03－3581－0031	＊当金庫ホームページに詳細を記載しています。
	第一東京弁護士会仲裁センター	03－3595－8588	
	第二東京弁護士会仲裁センター	03－3581－2249	

なお、上記の仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけるよう次の方法を用意しています。

①	現地調停	お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を利用して、共同で事案の解決を図ります。
②	移管調停	当該地域の弁護士会の仲裁センター等に問題を移管し、解決を図ります。

＊ 現地調停や移管調停はすべての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。詳細は、上記の仲裁センターもしくは窓口にお問い合わせください。

中国労働金庫

作成日：2024 年 9 月 17 日